

## 機器類賃貸借約款(案)

### (総則)

- 第1条** 賃借人（以下「甲」という。）と供給人（以下「乙」という。）及び賃貸人（以下「丙」という。）は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添の仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、仕様書等記載の物件（以下「この物件」という。）を丙に供給し、丙は契約書記載の賃貸借期間、仕様書等に従い甲に賃貸するものとし、甲は、その賃借料を丙に支払うものとする。
- 3 この契約において契約期間とは、契約締結日から賃貸借期間の末日までの間を指し、契約締結日から賃貸借期間の初日の前日までは準備期間であるため賃借料の対象とはしない。
- 4 乙及び丙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この契約書に定める催告、請求、届出、報告、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

### (権利義務等の譲渡)

- 第2条** 乙及び丙は、この契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、承諾させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

### (一般的損害等)

- 第3条** この契約の履行に関して契約期間中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙又は丙がその費用を負担するものとする。ただし、その損害（保険その他によりてん補された部分を除く。）のうち、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

### (契約の保証)

- 第4条** 乙及び丙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる甲が認める有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、又は甲が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額（月額契約の場合は月額に12を乗じて得た金額とする。以下同じ。）の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙及び丙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したとき、又は過去2年の間に国（公社・公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙及び丙は、保証の額の減額を請求することができる。

（物品の納入等）

**第4条の2** 乙は、この物件を契約書及び仕様書等で指定された場所（以下「借入場所」という。）へ仕様書等に定める日時までに乙の負担で納入し、使用可能な状態に調整した上で丙に供給し、丙は賃貸借期間の開始日（以下「使用開始日」という。）から甲の使用に供しなければならない。

2 甲は、納入に先立ち、又は納入に際して、必要があるときは、甲の職員をして立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督させることができる。

3 乙は、この物件を納入するときは、甲の定める項目を記載した納品書を提出しなければならない。

4 乙は、この物件を納入する上において当然必要なものは、乙の負担で行うものとする。

（検査）

**第5条** 甲は、乙から納品書の提出を受理した日から起算して10日以内に検査し、その検査に合格し、丙から乙に検収をしたときをもって、乙から丙にこの物件の引渡しが行われ、その翌日より丙から甲へ賃貸が開始されるものとする。

2 乙は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。

3 乙は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることはできない。

4 甲は、必要があるときは、第1項の検査のほか、納入が完了するまでの間において、品質等の確認をするための検査を行なうことができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

5 第1項及び前項の検査に直接必要な費用並びに検査のための変質、変形、消耗又はき損した物件に係る損失は、すべて乙の負担とする。

（引換え又は手直し）

**第6条** 乙は、この物件を納入した場合において、その全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した物件を納入しなければならない。この場合においては、引換え又は手直しの完了を検査の合格とみなして前条2項の規定を準用する。

（誓約書の提出）

**第6条の2** 乙及び丙並びに泉大津市暴力団排除条例（平成24年泉大津市条例第1号。以下「暴力団排除条例」という。）第7条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係

者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないことをそれぞれが表明した誓約書を、甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

（使用開始日の延期等）

**第7条** 乙は、使用開始日までにこの物件を納入することができないときは、速やかにその理由、遅延日数等を届出なければならない。

2 乙又は丙は、前項の届出をしたときは、甲に対して使用開始日の延期を申し出ることができる。この場合において、甲は、その理由が乙又は丙の責に帰することができないものであるときは、相当と認める日数の延長を認めることがある。

（遅延違約金）

**第8条** 乙の責に帰すべき理由により使用開始日までにこの物件を納入することができない場合において、使用開始日後相当の期間内にこの物件を納入する見込みのあるときは、甲は、乙又は丙から遅延違約金を徴収して使用開始日を延期することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、賃貸借期間の賃借料の総額（以下「賃借料の総額」という。）につき、使用開始日の翌日から納入した日までの遅延日数に応じ、1日につき1000分の1に相当する額とする。

3 前項の規定にかかわらず、検査に合格した履行部分があるときは、第1項の遅延違約金の額は、契約金額（月額契約の場合は月額に12を乗じて得た金額とする。以下同じ。）から当該履行部分の契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。

4 前項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数は算入しない。

5 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が第2項に規定する遅延違約金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（賃借料の支払い）

**第9条** 丙は、この物件を甲が使用した月（以下「当該月」という。）の翌月の初日以降、毎月1回契約書記載の賃借料を甲に請求することができる。ただし、甲が仕様書において請求時期を別に定めた場合は、この限りでない。

2 甲は、前1項の規定により乙から請求があったときは、適法な請求書を受理した日から30日以内に賃借料を丙に支払うものとする。

3 甲の責に帰すべき事由により、前項の支払が遅れた場合においては、丙は、支払期限の翌日から支払いをした日までの日数に応じて、支払金額に年当たり政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が定めた遅延利息の率の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（消費税等率変動に伴う契約金額の変更）

**第9条の2** 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

（転貸の禁止）

**第10条** 甲は、この物件を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ乙及び丙の承諾があったと

きは、この限りでない。

(公租公課)

**第11条** この物件に係る公租公課は、丙が負担する。

(物件の管理責任等)

**第12条** 甲は、この物件を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 甲は、この物件を本来の用法によって使用し、かつ、甲の通常の業務の範囲内で使用するものとする。

3 この物件に故障が生じたときは、甲は、直ちに乙及び丙に報告しなければならない。

(物件の保守等)

**第13条** 乙は、別紙SE支援作業に関する受託条件明細に記載の保守を実施するものとする。

2 乙は、甲から前条第3項の報告を受けたときは、この物件の対象物の保証規定並びに保守のサービス仕様に基づき、修理しなければならない。ただし、故障の原因が甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

3 乙が実施する保守料は、第1条2項の規定の賃借料と合算の上、甲より丙に支払い、丙より乙へ保守料相当額を支払うものとする。

(クラウドサービスの提供)

**第14条** 乙は、仕様書記載のクラウドサービスを提供するものとする。

2 乙が甲に提供するクラウドサービスは、サービス仕様書に基づき提供するものとする。

3 乙が提供するクラウドサービス利用料は、第1条2項の規定の賃借料と合算の上、甲より丙に支払い、丙より乙へクラウドサービス利用料相当額を支払うものとする。

(物件の返還等)

**第15条** 甲は、甲の責によりこの契約が解除されたときは、この物件を通常の損耗を除き、原状に回復して返還するものとする。ただし、丙が認めた場合は、現状のままで返還できるものとする。

2 丙は、乙又は丙の責によりこの契約が解除されたときは、甲の指示によりこの物件を撤去するものとし、これに要する費用は乙又は丙の負担とする。ただし、丙が物件の無償譲渡を申し入れ、甲が承諾したときを除く。

3 甲は、前項の撤去に際して必要があるときは、甲の監督員をして立会い、指示その他の方法により、この履行状況を監督させることができる。

4 甲は、丙が正当な理由なく、相当期間内にこの物件を撤去せず、又は借入場所の原状回復を行わないときは、丙に代わってこの物件を処分し、または借入場所の原状回復を行うことができる。この場合においては、丙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(賃貸借期間終了後の賃貸又は売渡し)

**第16条** 甲は、賃貸借期間の満了後に機器を丙に返却するものとする。

2 契約満了時における機器の撤去については、丙が行うものとする。

3 機器の処理については、丙が適切に行うものとする。また、機器に保存されたデータの削除は、丙が適切に行うものとし、データの消去作業後に、速やかにデータ消去証明書を提出するものとする。

4 前2項に伴う費用は、賃貸借料に含まれるものとする。

(契約不適合責任)

**第17条** 乙は、使用開始日以降、この物件が規格、性能、機能等に不適合、不完全その他契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という）が発見された場合は、当該契約不適合の原因について甲乙間で協議を行うものとする。協議の結果、当該契約不適合が乙の責に帰すべきものであると判断された場合には、補修、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。なお、本項において乙が責任を負う期間は、使用開始後から1年間とする。

2 前1項にかかわらず、前項における契約不適合の修正に過分の費用を要する場合のほか、本契約その他の債務の発生原因および取引上の社会通念に照らして不能である場合は、乙は前項における修正の責任を負わないものとする。

3. 合理的な範囲内で、乙が契約不適合の修正を繰り返し実施したにもかかわらず、当該契約不適合が修正されない場合、当該契約不適合に起因して甲に生じた損害につき、甲および乙によるその損害額等についての協議のうえ、乙は損害発生の直接の原因となった機器及び業務に対する代金相当額を限度として賠償責任を負うものとする。ただし、乙の責に帰すことができない事由から生じた損害、乙が予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとする。なお、本項により乙が責任を負う期間は、前1項と同様とする。

（所有権の表示）

**第18条** 丙は、この物件に所有権の表示をすることができるものとする。

（物件の原状変更）

**第19条** 甲は、次に掲げる行為をするときは、事前に乙及び丙の承諾を得るものとする。

- (1) この物件に装置、部品、付属品等を付着し、又はこの物件からそれらを取り外すとき。
- (2) この物件を他の物件に付着するとき。
- (3) この物件に付着した表示を取り外すとき。
- (4) この物件の借入場所を他へ移動するとき。

（契約内容の変更等）

**第20条** 甲は、必要があるときは、乙及び丙と協議の上、この契約の内容を変更し、又はこの物件の納入を一時中止させることができる。

2 前項の規定により賃借料を変更するときは、甲乙丙協議して定める。

（甲の催告による解除権）

**第21条** 甲は、乙又は丙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、使用開始日を過ぎてもこの物件の納入を完了しないとき又は使用開始日経過後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 正当な理由なく、第6条の引換え若しくは手直し又は第17条第1項の補修、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行がなされないとき。
- (3) 乙又は丙並びにその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (4) 乙又は丙並びにその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。

- (5) 乙又は丙の責めに帰すべき理由によりこの物件が滅失又はき損し、使用不可能となったとき。
- (6) 乙又は丙に重大な法令違反の事実があることが判明し、この契約の相手方として不適当であると認められるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙又は丙が、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

**第 21 条の 2** 甲は、乙又は丙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 2 条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) この契約の目的物を納入することができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙又は丙がこの契約の目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙又は丙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙又は丙が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、乙又は丙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- (8) 第 24 条の規定によらないで、乙又は丙から契約解除の申出があったとき。
- (9) 乙又は丙が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当すると判明したとき。
- (10) 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第 7 条の 2 （同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (11) この契約に関して、乙又は丙（乙又は丙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

**第 22 条** 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙又は丙は、契約金額の 100 分の 10 相当額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、甲に生じた実際の損害額がこれを超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

- (1) 前 2 条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 乙又は丙がその債務の履行を拒否し、又は、乙又は丙の責めに帰すべき事由によって乙又は丙の債務

について履行不能となった場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
  - (1) 乙又は丙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙又は丙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 乙又は丙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。  
(予算の減額又は削除に伴う解除等)

**第23条** この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約の賃貸借期間の始期の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができる。

**第24条** 甲は、必要があるときは、乙及び丙と協議の上、この契約を解除することができる。  
(乙及び丙の解除権)

**第25条** 乙及び丙は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第20条の規定により、甲がこの物件の納入を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が相当の期間に及ぶとき。
- (2) 第20条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、賃借料の総額が、当初の2分の1以下に減少することとなるとき。
- (3) 甲の責に帰すべき理由によりこの物件が滅失又はき損し、使用不可能となったとき。

(契約解除に伴う措置)

**第26条** 第21条又は第21条の2、第22条、第23条、第24条、第25条の規定によりこの契約が解除された場合において、既に履行された部分があるときは、甲は、当該履行部分に対する賃借料相当額を支払うものとする。

- 2 前項による場合の物件の返還については、第15条の規定による。
- 3 第23条、第24条、第25条の規定によりこの契約が変更又は解除された場合において、乙及び丙に損害が生じたときは、甲は乙及び丙に対して損害賠償の責を負う。この場合における賠償額は甲乙丙協議して定める。

(保険)

**第27条** 丙は契約期間中、丙の負担によりこの物件に対して動産総合保険を付保するものとする。この保険は移動中の事故も含め、「火災」、「自然災害」、「盗難」、「落下・衝突・接触・漏水等の偶発的事故」による損害を担保するものとし、この物件が損害を受けた場合、甲は、丙に支払われた保険金をもって、損害賠償を免れるものとする。

(相殺)

**第28条** 甲は、丙に対して有する金銭債権があるときは、丙が甲に対して有する賃借料の請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(情報通信の技術を利用する方法)

**第29条** この契約書において書面により行なわなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行なうことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(個人情報の保護)

**第30条** 乙及び丙は、この契約を履行するため個人情報を取り扱う場合は個人情報の保護に努めなければならない。

- 2 乙及び丙並びに乙の使用人は、この契約の履行に関して知り得た個人情報を、他に漏らしてはならない。履行期間終了後、又はこの契約が解除された後も同様とする。
- 3 乙及び丙並びにその使用人は、この契約の履行に関して、収集した個人情報（以下「収集個人情報」という。）、及び甲から提供された個人情報（以下「提供個人情報」という。）を、この契約の履行目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 4 乙及び丙並びにその使用人は、収集個人情報及び提供個人情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- 5 乙又は乙の使用人は、収集個人情報及び提供個人情報をき損し、又は滅失することのないよう適正に管理しなければならない。
- 6 乙及び丙は、収集個人情報及び提供個人情報を履行完了時に、甲に提出し、又は返還しなければならない。
- 7 乙及び丙は、契約を履行するにあたり、乙の使用人に対して個人情報保護に関する教育・研修を実施しなければならない。
- 8 乙及び丙並びにその使用人は、収集個人情報及び提供個人情報を漏えいし、き損し、又は滅失したときは、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。
- 9 甲は、乙及び丙並びにその使用人の、収集個人情報及び提供個人情報の取扱状況につき調査し、報告を求め、又は必要な指示をすることができる。
- 10 乙及び丙は、乙及び丙並びにその使用人が前各項に違反したため甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙又は丙がその損害を賠償しなければならない。

(疑義の決定等)

**第31条** この約款に定めのない事項又はこの約款に関して疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、これを定める。